

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

令和8年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

D V や性犯罪・性暴力被害者支援 について



女性に対する暴力根絶のため
のシンボルマーク



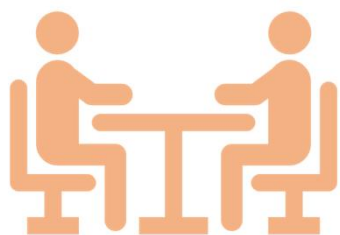
女性に対する暴力をなくす運動

令和8年5月22日(金)
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

D V 被害者支援について

配偶者暴力相談支援センターについて

配偶者暴力相談 支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、以下の業務を行っている。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

(※ 実際に行っている業務はセンターにより異なります。)

○都道府県： 女性相談支援センターその他の適切な施設においてセンターの機能を果たすようにする。

市町村： 適切な施設においてセンターの機能を果たすようにするよう努める。
(福祉事務所、男女共同参画センター等)

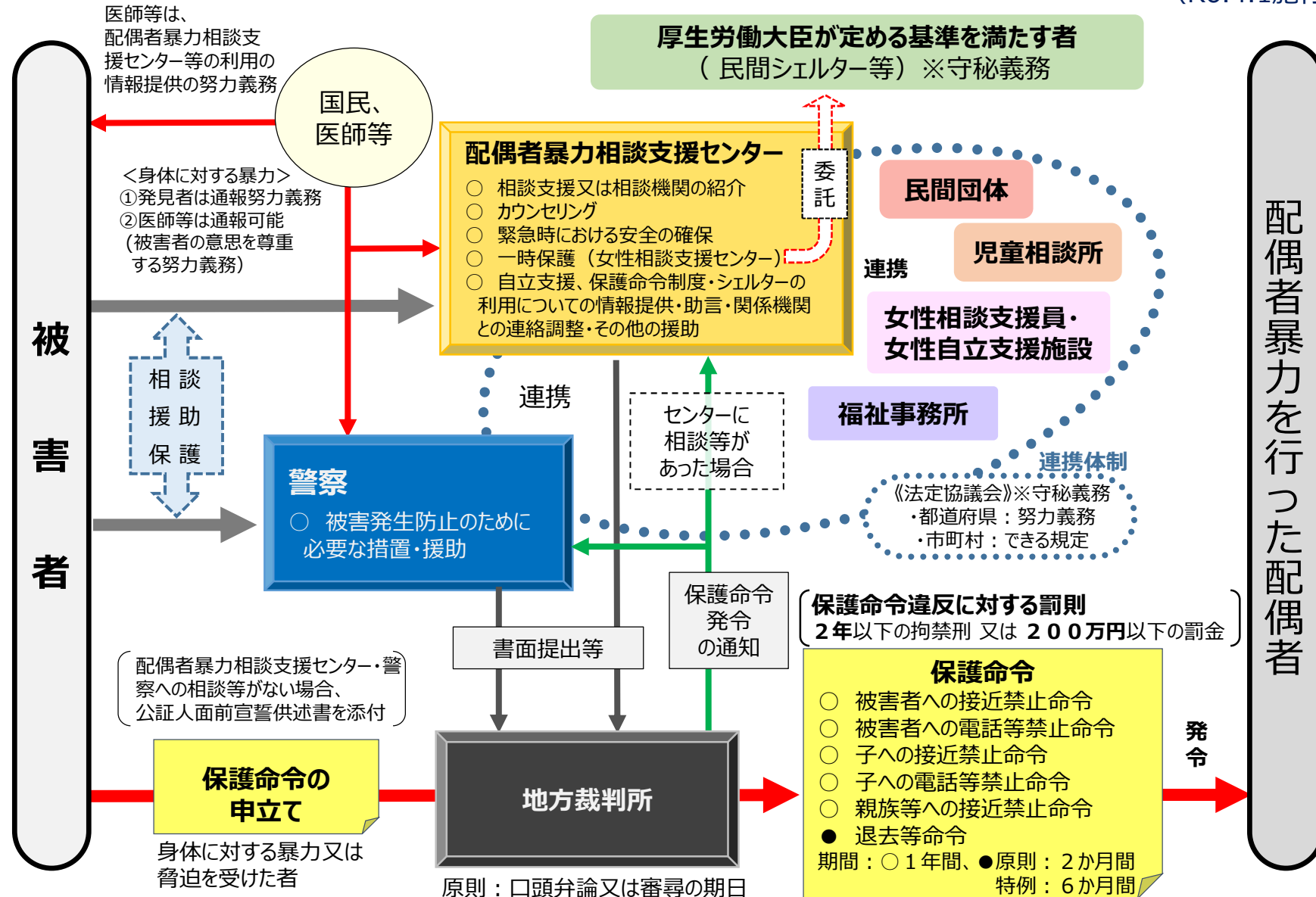
○全国では、328か所 (令和8年4月現在)

うち、都道府県 173か所

市町村 155か所 (うち政令市が21か所)

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

（R6.4.1施行時点）



令和7年改正配偶者暴力防止法による 接近禁止命令等の禁止行為の追加

保護命令の種類

1年間

被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間

被害者への 電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む) **※GPSによる位置情報取得等**

1年間

被害者の子への 接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間

被害者の子への 電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む) **※GPSによる位置情報取得等**

1年間

被害者の親族等への 接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間*

退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

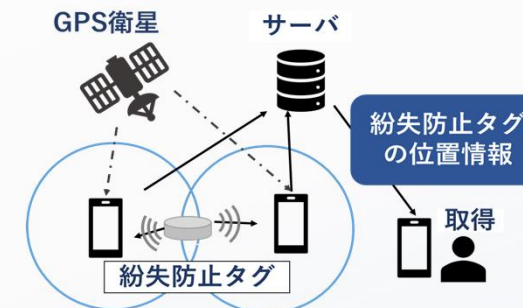
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

●保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令(接近禁止命令等・退去等命令)を発令する制度。

●保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされている。

※ GPS機器等(位置情報記録・送信装置)と同様に、いわゆる「紛失防止タグ」による位置情報無承諾取得も禁止行為の対象。

紛失防止タグの仕組みの一例

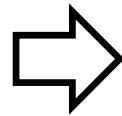


D V 相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

は れ れ ば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなが はやく

0120-279-889

チャット相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

※24時間受付

10言語

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性犯罪・性暴力被害者支援について

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（概要）

目 的 役 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置主体

- ・都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）

設置根拠

- ・第6次男女共同参画基本計画
- ・第5次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 （か所数）

- ・47都道府県
（52か所）

機 能

- ・産婦人科等医療的支援（緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等）
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）
- ・心理的支援（精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等）

設置形態

- ・病院拠点型（11センター）
- ・相談センター拠点型（3センター）
- ・相談センター中心連携型（38センター）

24時間 運営

- ・21都府県（令和7年4月）
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応（内閣府が設置）

予算措置

- ・内閣府から、都道府県等に対し、ワンストップ支援センター事業に要する経費の補助として、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

●自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。 ●医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

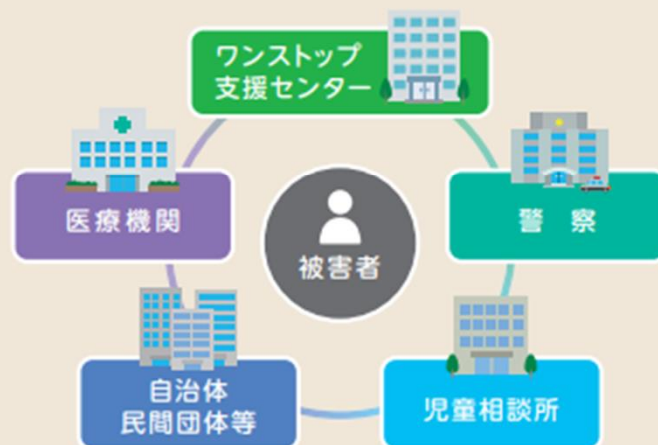
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

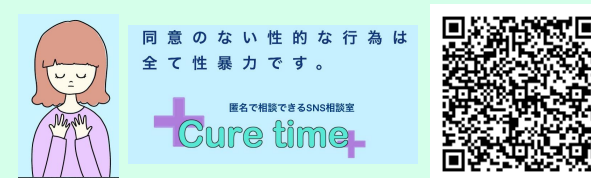
ワンストップ支援センター
全国共通番号(R2.10～)
通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」
(はやくワンストップ)



性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」
(R2.10～)



キュアタイム

検索

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

若年層の性暴力被害予防月間の取組

入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスター、啓発カード等の作成・配布(大学・短大、高校・高専・特別支援学校等)
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) インターネット、SNS、鉄道広告、図書館等を活用した広報



<二つ折り啓発カード(表面・中面)>



<啓発カード(表面・裏面)>



<動画(15秒)>



<動画(30秒)>



<ポスター/ステッカー>

<ウェブサイト>



令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html